山口県指定希少野生動植物種に関するＱ＆Ａ

|  |
| --- |
| １　なぜ、希少種の保護が必要なのですか。 |

○　野生の動植物種は、生態系の基本的構成要素です。人は、生態系が生み出す食料、衣料、医薬品等の資源のほか、科学技術の発展、教育・文化の充実などの様々な恩恵を受けています。

種の絶滅は生物の多様性を低下させ、生態系のバランスを変化させるおそれがあるばかりではなく、人が享受できる様々な恩恵を消失させる可能性があるためです。

|  |
| --- |
| ２　指定希少野生動植物種に指定されるとどうなりますか。 |

○　指定希少野生動植物種は、県内全域で捕獲等（捕獲、採取、殺傷又は損傷）が禁止になります。指定日以降、捕獲等をしないでください。

〇　条例に違反して捕獲等をした指定種の個体の譲り渡し、譲り受け、引渡し、引取りは、金銭のやり取りがなくても条例違反になります。

〇　違反した場合は、懲役又は罰金などの罰則が科せられることとなります。

〇　研究・保護等が目的の場合は、知事の許可を受けて捕獲等をすることができます。

|  |
| --- |
| ３　指定種が販売されているのを目撃した場合や、指定種を捕獲等している現場を目撃した場合は、どうしたらいいですか。 |

○　県自然保護課又は最寄りの警察署へ連絡してください。

|  |
| --- |
| ４　指定種の存在を知らず、捕獲するつもりもなかったが、結果として捕獲をしてしまった場合は、どうすればよいですか。 |

○　捕まえた指定種は、その場ですぐ放すか、元の場所に戻してください。

|  |
| --- |
| ５　指定前から、指定種を飼育・栽培している場合、指定後に捕獲等の許可を受ける必要がありますか。 |

○　指定前から飼育・栽培している個体は、条例の規制対象外であるため、捕獲等の許可を受ける必要はありません。

○　飼育・栽培している個体は、その種の生息・生育に適した環境で飼育・栽培を続けてください。

|  |
| --- |
| ６　指定前から飼育している指定種は増やすことができますか。増やした個体は、野外に放ってもいいですか。 |

○　指定前から飼育している指定種は、条例の規制対象外であるため、増やすことが可能です。また、増やした個体を、野外に放つことも可能です。

〇 しかし、人工的に増やした個体を野生復帰させた場合、その個体の捕獲等は禁止になります。